

農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月28日(木) 14時00分から
2. 開催場所 北川村役場2階 会議室
3. 出席委員 12名
 - 2番 池田鈿平
 - 3番 園田圭子
 - 4番 山嶋丈
 - 5番 阿部米一郎
 - 6番 山本喜三
 - 7番 濱渦豊一(職務代理)
 - 8番 浜渦恵
 - 9番 大井庸信
 - 10番 林田愼一郎
 - 11番 上村尚幸
 - 12番 濱渦末広(農地利用最適化推進委員)
 - 13番 柿原昇(農地利用最適化推進委員)
4. 欠席委員 1番 井津信廣(会長)
5. 役 場 農地利用集積専門員 山本輝彦
6. 事務局 島田丈寛(記)
7. 議事録署名人 6番 山本喜三 ・ 8番 濱渦恵
9. 次第
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名人の選出
 - 第3 議事
 - 1 農地法第3条に関する件について
 - 2 農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について
 - 3 農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について
 - 第4 その他
 - 1 農地利用最適化交付金について
 - 2 次回開催日について
 - 第5 閉会
 - 第6 議事録

職務代理 それでは、只今より平成 30 年度 2 月農業委員会定例総会を開会します。会長が今月出席できませんので、職務代理の私が議事進行を努めますのでご承知ください。

本日の出席委員は 13 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しています。それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思いますが私の方で指名してもよろしいでしょうか。

【異議なし】

職務代理 それでは山本委員と濱渦恵委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の島田を指名します。それでは議案に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」です。

職務代理 それでは、議案第 1 号の説明を事務局より求めます。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」説明します。申請が 1 件あります。

譲渡人氏名「島田 福美」、譲渡人住所「安芸郡北川村加茂 106 番地」、譲受人氏名「島田 圭佑」、譲受人住所「安芸郡北川村加茂 106 番地」、事由「贈与」、土地の所在「北川村 大字 加茂 字 小山 105 番、字 城ノ前 139 番・169 番・277 番 2・278 番 小計 5 筆」、地目「畑・田・田・畑・畑」、面積「22 m²・709 m²・1,680 m²・140 m²・562 m² 小計 3,113 m²」となっており、本許可を持って譲受人の耕作面積は「3,113 m²」となります。下限面積要件や常時従事要件等の必要な要件は全て満たしております。また、本案件は祖父から孫への贈与となっております。現地確認は池田委員にお願いしました。位置図、地籍図、現地確認写真を添付しておりますのでご確認ください。事務局からの説明は以上です。ご審議の程、お願いします。

職務代理 議案第 1 号についてご質問等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは、採決をとります。議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」申請が 1 件あがってきておりますが、申請通り許可することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】。

職務代理 それでは、議案第 1 号については許可することとします。

職務代理 続いて議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」説明します。諮問が 3 件あがってきております。

本案件については、北川村が野友地区において基盤整備事業を進めるうえで先行取得している農地の耕作者を募集し、応募をいただいたものです。

1 件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」、借受人氏名「阿部 亜彦」、土地の所在「北川村 野友 字 中島 甲 927 番 2」、地目は「田」、面積は「569

m²」、栽培作物は「柚子（仮植）」、期間は「1年間」の「新規」となっております。

2件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」、借受人氏名「田中 彰治」、土地の所在「北川村 野友 字 中島 甲 927 番 1・甲 926 番 1 の小計 2 筆」、地目は全て「田」、面積「1,014 m²・821 m²の小計 1,835 m²」、栽培作物「野菜」、期間「1年間」の「新規」となっております。

3件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」、借受人氏名「平岡 大助」、土地の所在「北川村 野友 字 中島 甲 928 番 2」、地目「田」、面積「735 m²」、栽培作物「柚子（仮植）」、期間「1年間」の「新規」となっております。現地確認は、井津会長にお願いしました。

それぞれ位置図、地籍図、現地確認写真を添付していますのでご確認ください。

職務代理 それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」質疑等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採決をとります。3件の申請がありますが適当と認め答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

職務代理 それでは議案第2号については適当と認め答申することとします。続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明します。農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転の諮問が3件あります。本案件は、全て北川村が野友地区で進める基盤整備事業実施のための売買となっており、譲渡人は全て「北川村 村長 上村 誠」ですので、省略させていただきます。

1件目です。譲渡人氏名「小山 朝光」、譲渡人住所「安芸郡北川村野友甲 297 番地」、土地所在「北川村 野友 字 西河原 甲 314 番 2・甲 315 番 1・甲 318 番 1、字 侘屋敷 甲 964 番 1、字 目コキ島 甲 1027 番 1・甲 1024 番 1 小計 6 筆」、地目「畑・田・田・田・畑・畑」、面積「280 m²・317 m²・343 m²・868 m²・656 m²・397 m² 小計 2,861 m²」、売買の目的「基盤整備」となっております。

2件目です。譲渡人氏名「坂口 康広」、譲渡人住所「高知市瀬戸南町 2 丁目 13 番 24-1 号」、土地所在「北川村 野友 字 上中川原 乙 460 番、字 木ノ日島 甲 1841 番 4、字 西河原 甲 331 番・甲 322 番 1、字 六地藏 甲 196 番・甲 197 番 1 小計 6 筆」、地目「畑・畑・田・田・田・田」、面積「835 m²・257 m²・295 m²・395 m²・595 m²・339 m² 小計 2,716 m²」、売買の目的「基盤整備」となっております。

3 件目です。譲渡人氏名「岡松 貴代美」、譲渡人住所「安芸郡奈半利町甲 1907 番地 6」、土地所在「北川村 野友 字 西河原 甲 292 番 1」、地目「畑」、面積「265 m²」、売買の目的「基盤整備」となっております。

現地確認は、井津会長にお願いしました。

それぞれ位置図、地籍図、現地確認写真を添付していますのでご確認ください。

職務代理 質問等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは、議案第 3 号について採決をとります。農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について、3 件諮問がありますが、申請については「適当」と認め、答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

職務代理 それでは、議案第 3 号について「適当」と答申します。議案については以上です。その他事項について事務局より。

事務局 その他事項についてです。

平成 31 年度より農地利用最適化交付金を活用し、委員報酬を増額するように計画しています。3 月の定例議会にて報酬条例の改正を議会に上程します。詳細については、次回の定例総会にてお話したいと思っております。

事務局からのその他事項については以上です。

職務代理 他に何かあれば。

【全員 なし】

職務代理 次回の定例総会は 3 月下旬に開催します。以上をもちまして 2 月定例総会を終了します。お疲れ様でした。

平成 31 年 3 月 28 日

議事録署名人

議事録署名人